



HYOGO TRUCKING
ASSOCIATION

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

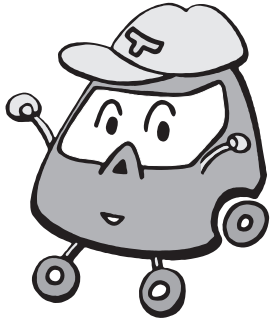
2017.3 No. **368**



世界の梅公園(たつの市)

主な記事

- 転倒災害の防止に向けた取組について
- 平成28年度近畿運輸局長自動車関係功労者表彰
- トレーラの適正な使用等に係る研修会を開催しました
- 平成28年度第2回運行管理者試験事前講習会を開催しました



もくじ

○ 行政からのお知らせ (厚生労働省)転倒災害の防止に向けた取組について……………	1
○ 日本自動車整備振興会連合会からのお知らせ 定期点検整備促進運動の実施等について……………	2
○ (公財)貨物自動車運送事業振興センターからのお知らせ 新井トラックステーション及び道後やすらぎ荘の閉鎖について……………	6
○ 事務局からのお知らせ (表彰)ご受賞おめでとうございます 平成28年度近畿運輸局長自動車関係功労者表彰……………	7
トレーラの適正な使用等に係る研修会を開催しました……………	9
平成28年度第2回運行管理者試験事前講習会を開催しました……………	10
○ ドライバー教育ツールPART3の連載(第2回) 法令を遵守した運転を心がけよう……………	11
日常点検を徹底しよう……………	12
○ 委員会だより……………	13
○ 災害パターン別労働災害防止対策の連載(第4回) トラックの無人暴走による死亡災害について……………	15
○ 会員だより……………	18
○ 協会日誌……………	20

マイナンバー制度について

マイナンバー制度に関する情報提供を当協会ホームページで行っています。
ホームページ内の下のバナーから閲覧してください。





行政からのお知らせ



厚生労働省

転倒災害の防止に向けた取組について

転倒災害の防止については、一昨年に取り組んだ「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を発展させ、昨年よりは「STOP！転倒災害プロジェクト」として別添の実施要綱により、期限を設けずに取り組んでいるところです。

しかし、当局管内の転倒災害による休業4日以上之死傷災害は、平成15年より毎年900件台で推移していたところ、平成27年には1,007件（全業種の21.5%）を数え、平成20年（1,070件）以来2度目の1000件超えとなり、また、平成28年の速報値でも877件（昨年同時期884件）、全業種の21.2%を占める状況であり、十分な成果が出ているとは言い難い状況です。

平成29年までに休業4日以上之死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした兵庫第12次労働災害防止計画の達成は極めて困難な状況であり、計画の達成のためには、最も件数が多く、全体の20%を占める転倒災害の防止が不可欠であり、更なる取組が必要と考えております。

つきましては、一般的な転倒災害防止対策、冬季における転倒災害防止対策に加え、特に下記事項にご留意いただいた取組の推進をお願いいたします。

記

- 1 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会など）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- 2 チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

日本自動車整備振興会連合会からのお知らせ

定期点検整備促進運動の実施等について

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会より、「定期点検整備促進対策要綱」に基づき定期点検整備促進運動を実施する旨の通知がありました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間実施することになりました。

定期点検整備促進対策要綱

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

平成29年4月1日より平成30年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説

明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1)ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車(二輪車を除く)

軽自動車(二輪車を除く)

大型特殊自動車

(2)ステッカーの貼付

(イ)ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6ヵ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12ヵ月点検・整備(「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。)を確実に行ったとき。

(ロ)ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部(左ハンドル車にあつては右側上部)に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ)ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

(ニ)事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

29年用ステッカー：平成29年4月1日～平成29年9月30日

30年用ステッカー：平成29年1月1日～平成30年9月30日

31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成31年9月30日

(ホ)ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

29年用ステッカー：平成28年4月1日～平成30年1月31日

30年用ステッカー：平成29年1月1日～平成31年1月31日

31年用ステッカー：平成30年1月1日～平成32年1月31日

(3)ステッカーの剥離

(イ)次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ)貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4)ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5)ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6)ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

一般社団法人 日本自動車連盟

一般社団法人 全国自家用自動車協会

公益社団法人 日本バス協会

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

1) 中央の事務局は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。

2) 事務局は、次の業務を行う。

(1)定期点検整備促進協議会の開催

- (2)ステッカーの発行（中央に限る）および配付
- (3)その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

詳しくは下のホームページをご覧ください。

<http://www.hyotokyo.or.jp/news/general-public/6505.html>

問い合わせ先

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

担当：志村、興戸

TEL:03-3404-6141



(公財)貨物自動車運送事業振興センターからのお知らせ

新井トラックステーション及び道後やすらぎ荘の閉鎖について

この度、当センターでは、新井トラックステーション及び道後やすらぎ荘を閉鎖することとなりましたのでお知らせ申し上げます。

長きに亘り、トラックドライバー他の皆様にご利用いただいておりますが、近年の道路環境や商業施設環境の変化に伴い、施設利用者の減少に歯止めがかからないことから、やむなく閉鎖することと致しました。ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

- 新井トラックステーション（新潟県妙高市大字猪野山字田中町120-6）
閉鎖日：平成29年3月31日（金） 18時00分

- 道後やすらぎ荘（愛媛県松山市道後鷺谷町434-3）
閉鎖日：平成29年3月31日（金）の宿泊まで

－ 本件問い合わせ先 －

(公財)貨物自動車運送事業振興センター 担当：運営事業部

TEL 03-3354-1091

※詳細は、ホームページをご覧ください。

http://www.jta.or.jp/sub_index/truckstation.html

事務局からのお知らせ

よろこび ご受賞おめでとうございます。
 《平成28年度 近畿運輸局長自動車関係功労者表彰受賞》

永年にわたって陸運業界に功績のあった人を顕彰する平成28年度の近畿運輸局長表彰が2月22日に大阪合同庁舎第4号館で表彰式が行われました。

当協会から貨物運送の経営者、中間管理者、運転者として下のとおり受賞されました。

(敬称は略させていただきます)

経営者	溝口 昭夫 日新自動車運送(株)
-----	------------------



中間管理者	浅井 健一 和光運輸(株)
	今西 三郎 栄進急送(株)
	大島 真一 栄進急送(株)
	植田 敬治 (株)浜田運送
	西田 智光 日通兵庫運輸(株)
	山本 弘行 新湊川運送(株)



運 転 者	秋山 真一	西播通運(株)
	岡田比出徳	ヒメモク運送(株)
	奥平 和生	日新自動車運送(株)
	角井 芳信	(株)山口運送
	叅井 辰造	播州商運倉庫(株)
	田場 典一	(株)新宮運送
	平井 正美	福山通運(株)
	古本 光広	福山通運(株)
	増田 敏明	栄進急送(株)
	松下 高志	成山運輸(株)





きれいな空気を大切に…

アイドリングストップ宣言

(一社)兵庫県トラック協会

トレーラの適正な使用等に係る研修会を開催しました

今年度もトレーラの適正な使用等に関し、確実に継続的な保守管理を実施し、事故を防止する為に本研修会を開催しました。

トレーラ火災事故の傾向、部品（ブレーキ等）の構造・しくみ（ABS及びROC等）、日常点検整備の重要性、トレーラ輸送による輸送効率向上等について、詳細にご講義頂きました。

開催日時：平成29年2月7日（火） 13:30～16:00

場 所：兵庫県トラック総合会館3階大会議室

講 師：一般社団法人 日本自動車車体工業会 トレーラ部会

サービス委員会 委員 田爪 龍也 氏

業務委員会 委員 小沢 達也 氏

出席者：47名



平成28年度第2回運行管理者試験事前講習会を開催しました

平成29年3月5日(日)に実施される平成28年度第2回運行管理者試験へ向けて、2月3日(金) 公益財団法人関西交通経済研究センターより講師をお招きし、運行管理者試験事前講習会を開催しました。

出題頻度の高い問題を詳しく解説し、本試験を想定した模擬試験問題に取り組む等、実践的な問題に取り組み、合格へ向けて受講生が猛勉強に励みました。

開催日： 平成29年2月3日（金）

10:00～16:00

場 所： 兵庫県トラック協会3階 大会議室

講 師： 公益財団法人

関西交通経済研究センター

主任研究員 下谷 富雄 氏



出席者： 123名



ドライバー教育ツールPART3の連載(第2回)

一部改正された国土交通省告示に基づく指導項目(12項目)について

2017年2月号から12回に渡って連載しています。

② 事業用自動車の安全運行を確保するための遵守事項——管理者用資料

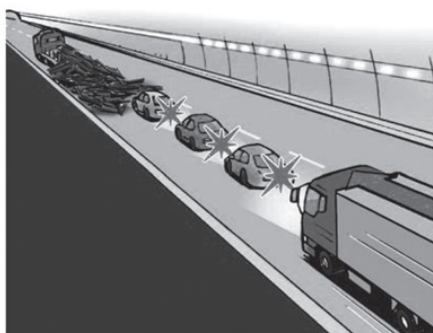


法令を遵守した運転を心がけよう

指導の
ポイント

運行前の点検整備や正しい運転姿勢の確保など、プロドライバーとして守るべきルールを徹底しておきましょう。

事故事例



大型トラックから転落した木材が 大事故を誘発

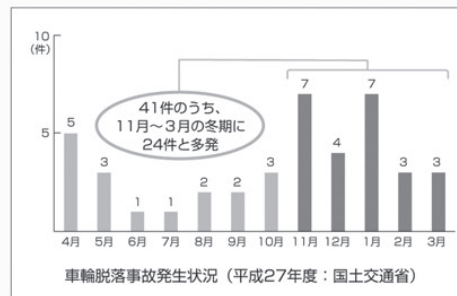
平成27年11月、群馬県の上信越自動車道のトンネル出口付近で、道路に散乱した木材のため停車していた車の列にトラックが追突、8名が死傷する事故が発生しました。

この事故で、追突した運転者以外に、道路に木材を散乱させたトレーラーの運転者が道交法違反の疑いで書類送検されました。運行前の点検と、欠落防止措置を講じるのを怠った過失により、走行中に木材が落下したためです。

日常点検を確実に実施

(特にタイヤのボルト・ナットは重視)

- 運転前に点検整備を行うことは車の使用者・運転者の義務です。
- 近年、大型車の車輪脱落事故が多発しています。ボルト・ナットの破損や緩みを点検してください。
- タイヤ交換後の脱落が多く、冬期に多発しています。



ルールを守らずに 事故や違反を引き起こすと

- 交通事故を起こせば刑事責任だけでなく、民事責任、行政責任、社会的責任がかかります。
- 刑事責任としては、運転者の過失が原因の事故では「過失運転致死傷罪」により最高7年の懲役または罰金刑となります。
- 特に酒酔い運転など悪質・危険な違反により人身事故を起こした場合は、「危険運転致死傷罪」となり最高20年の懲役刑になります。

危険運転致死傷罪

最高20年以下の懲役
(死亡事故の場合)

・ 飲酒や薬物により正常な運転ができない、危険な速度で赤信号を無視など



過失運転致死傷罪

7年以下の懲役又は100万円以下の罰金



1 日常点検を徹底しよう

1 点検せずに出発すると



2 運行途中で故障して立ち往生し



3 後続車に追突される



ここに
気をつけて



日常点検をすることで、未然に不具合箇所を発見できます。
出発前には必ず点検を実施するようにしましょう。

ドライバーとして覚えておこう

3 安全運転
つの
キーワード



ワン

1

点検を
怠ると

ツー

2

故障で
事故を誘発

スリー

3

必ず
毎日点検・
整備

委員会だより

平成28年度第2回輸送秩序確立委員会が開催されました

日 時 平成29年2月8日（水）
場 所 兵庫県トラック総合会館

亀田委員長、他委員17名が出席し、下の事項を協議しました。

協議事項

1. 平成28年度事業報告（輸送秩序確立対策）について
2. 平成29年度事業計画（案）（輸送秩序確立対策）について
3. その他
 - ①適正取引・労働時間改善協議会（パイロット事業等）
 - ②「貨物運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督指針」の一部改正について
 - ③道路運送法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（いわゆる脳MRI法「貨物運送事業者の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態での運転を防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととする旨の改正」）について
 - ④「準中型免許」の新設について
 - ⑤「改善基準告示」及び「荷役勧告制度」に関する荷主向け周知啓発について

平成29年度重点対策として引き続き「労働力確保」「契約書面化」の2点を協議することとしました。

また、「労働力確保」について新たに特別委員会を設置し、各委員会から委員を選出して検討し進めていくこととしました。



平成28年度第5回総務委員会が開催されました

日 時 平成29年2月23日(木)

場 所 兵庫県トラック総合会館

櫻井委員長、他委員11名が出席し、下の事項を協議しました。

協議事項

1. 労働力確保対策等検討特別委員会（仮称）の設置について
2. 役員選考委員会、西部研修センター建設等検討委員会の経過等について
3. その他

トラック運送事業の労働力確保対策のため、労働力確保対策等検討特別委員会設置要綱（案）について協議した結果原案どおり承認され、来月開催される理事会へ上程されることとなりました。



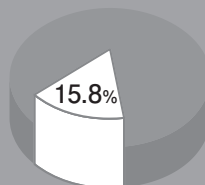
**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

災害パターン別労働災害防止対策の連載（第4回）

平成25年に死亡災害に至った実際の事例を紹介するとともに、

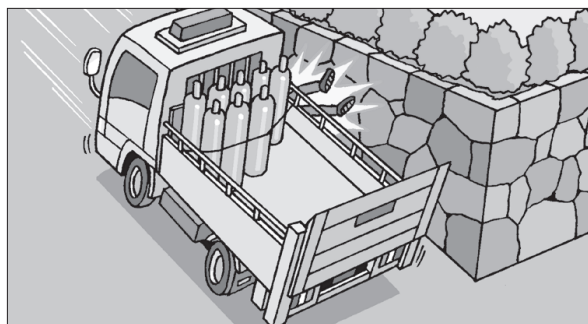
災害パターン別の労働災害防止対策について2016年12月号から5回に渡って紹介しています。

4 トラックの 無人暴走による 死亡災害



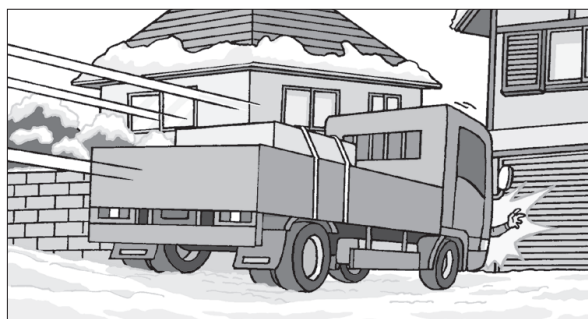
トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例 1 坂道で動き出した無人トラックを 止めようとして轢かれる（死亡災害）



被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例 2 積雪路面で無人トラックが動き出し 住宅ガレージの支柱に挟まれる（死亡災害）

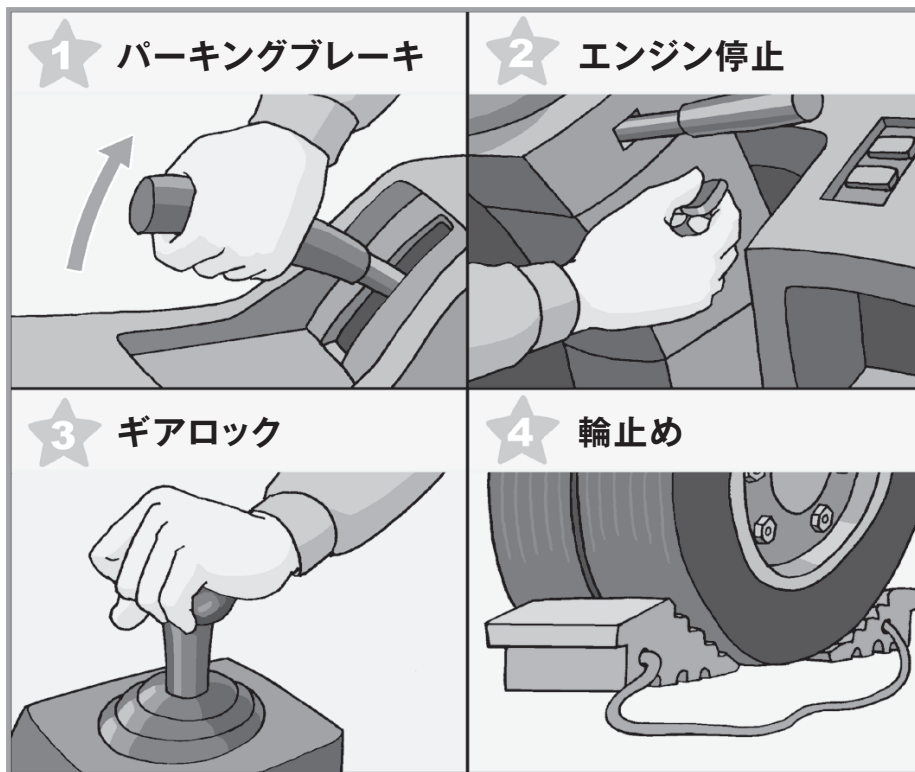


積雪し、傾斜のある道路（約10度）に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンが停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとこと アドバイス

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近づくことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では原則として、停車させないようにしましょう



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成29年1月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		89.19	94.50	92.03	89.60
出 光		81.83	86.76	90.25	
J エ ナ ジ ー				91.40	
コ ス モ		81.63	85.50	92.50	
昭 和 シ ェ ル		80.40	84.00	85.00	92.00
モ ー ビ ル		83.35			
エ ッ ソ					98.00
三 井		81.40			
そ の 他		81.93	83.18	86.97	88.73
総 計		82.38	85.71	90.06	90.81
28 / 12	全国平均	80.85	調査なし	87.95	89.10
	近畿平均	79.67		86.01	94.28

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成28年2月		71.14	77.02	81.97	83.58
平成28年3月		66.63	71.66	77.03	78.66
平成28年4月		67.48	70.76	75.52	77.34
平成28年5月		69.88	74.04	79.14	80.27
平成28年6月		70.44	76.27	81.15	82.10
平成28年7月		74.08	81.09	83.58	84.74
平成28年8月		72.35	79.51	83.15	81.81
平成28年9月		73.17	77.99	82.48	81.18
平成28年10月		71.27	76.35	80.73	83.17
平成28年11月		73.73	78.55	82.53	84.19
平成28年12月		76.60	79.52	84.38	84.29
平成29年1月		81.18	85.41	87.95	88.38
平成29年2月		82.38	85.71	90.06	90.81
年 間 平 均		73.10	77.99	82.28	83.12

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
29.1.18	兵庫	一般	エース総合運輸(株)	堀内 利行	〒652-0845 神戸市兵庫区築地町23-1 TEL 078-335-8056 FAX 078-335-8057
1.26	丹有	一般 利用	(株)ランアンドネットワーク	宮村 季之	〒651-1353 神戸市北区八多町吉尾1301-12 TEL 078-950-2244 FAX 078-950-2245
2.1	神戸 中央	一般	神戸物流(株)	内木場 正之	〒650-0045 神戸市中央区港島8-12 TEL 078-303-2404 FAX 078-303-0134
2.15	西播	一般 利用	大江運輸(株)	大江 俊文	〒670-0952 姫路市南条1-108 TEL 079-260-8888 FAX 079-260-8889
2.15	東神戸	一般	(株)シートランスライン	中嶋 重正	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町2-1-3 4F TEL 078-708-6005 FAX 078-708-6005
2.15	東神戸	一般	イーストアジア物流(株)	阿瀬 春吾	〒658-0023 神戸市東灘区深江浜町65 グッドマン神戸3階 TEL 078-411-0223 FAX 078-411-0565
2.16	東播	一般	八大運輸(株)	有吉 俊治	〒559-0031 大阪市住之江区南港東8-1-90 TEL 06-6612-5628 FAX 06-6612-6298

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
29.2.6	明石	一般	増田重機	増田 道論
2.16	但馬	一般	(株) 雅運送	三宅 雅也
2.28	明石	一般	(株) 明貨物流	今村 康

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
29.1.27	99	住所	神姫物流事業協同組合 加古郡稲美町下草谷字焼ヶ谷444-7	加古郡稲美町下草谷字焼ヶ谷444-23

「優しさを 人に 車に 環境に」

平成28年エコドライブの推進に向けた標語 優秀賞

株式会社新宮運送

村上 和代

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県内の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

●会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
2・1	「過積載運行の根絶」横断幕の設置	神戸市北区・西区	2・21	兵ト協 引越部会「全体会議」	中国酒家
	全ト協 重量部会「経営者研修会」	ロジワールホテル那覇	28	エコプロジェクト促進に向けた座談会	兵ト協
3	第2回運行管理者試験事前講習	兵ト協		全ト協 全国適正化事業部課長会議	広島県トラック協会
	近畿スマートエコ・ロジ協議会 幹事会	大ト協		－3月の予定－	
	近ト協 幹事会	大ト協	3・1	全ト協 環境対策委員会	中部トラック総合研修センター
4	兵青協 研修事業に係る研修会	姫路文化センター		兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協
	全ト協 青年部会「九州ブロック大会」	唐津シーサルサイドホテル	2	兵ト協 交通対策委員会	兵ト協
6	兵ト協 ダンプ部会 要請活動	豊岡河川国道事務所		兵ト協 環境対策委員会	兵ト協
7	トレーラの適正な使用等に係る研修会	兵ト協	3	兵ト協 天狼会 定例会	兵ト協
	自動車関係団体連絡会	兵庫県自動車会館		全ト協 労働安全・衛生委員会	中部トラック総合研修センター
8	兵ト協 輸送秩序確立委員会	兵ト協		女性活用セミナー	兵ト協
9	整備管理者選任後研修	姫路勤労会館		全ト協 経営改善・情報化委員会	全ト協
10	兵ト協 西部研修センター建設等検討委員会	兵ト協	4	兵青協「第3回5府県トラック協会青年部合同交流会」	生田神社
	全ト協 利用運送・積合部会研修会	全ト協	5	平成28年度第2回運行管理者試験	神戸ファッションマート
12	西脇市防災訓練(北播支部)	黒田庄下	6	全ト協 役員選考委員会	全ト協
13	近畿ブロック適正化事業指導員研修会	ホテルプリムローズ大阪	9	全ト協 第77回評議員会	第一ホテル東京
14	引越基本講習	兵ト協		全ト協 全国・適正化実施機関本部長会議	第一ホテル東京
15	平成28年度第3回はい作業主任者技能講習会(～16日)	兵ト協		全ト協 理事会	第一ホテル東京
16	適正化事業実施機関評議員会	三宮ターミナルホテル		兵青協「評議員会」	兵ト協
	全ト協 交通対策委員会	中部トラック総合研修センター		兵青協第3回設立30周年記念式典実行委員会	兵ト協
17	兵ト協 重量・鉄鋼部会「研修会」	日本トレクス	10	兵ト協 正副会長会議	兵ト協
18	第15回近畿地域本部あんしん大会	新大塚ワンダフルプラザ		兵ト協 役員選考委員会	兵ト協
20	整備管理者選任後研修	兵ト協		兵ト協 常任理事会	兵ト協
	兵庫交通労働災害防止関係機関連絡協議会	兵庫労働局	15	ひょうごエコタウン推進会議 事業化検討委員会	ひょうご環境創造協会
	兵庫県高速道路交通安全協議会 通常総会	楠公会館	16	東南海・南海地震等システムの構築に関する協議会	近畿運輸局
21	兵ト協 海上コンテナ部会 役員会			全ト協 輸送事業部業務関連会議	全ト協
22	追突事故防止マニュアル活用セミナー	兵ト協	17	三木会	兵ト協
	平成28年度自動車関係近畿運輸局長表彰	近畿運輸局		全ト協 助成金実務担当者会議	全ト協
23	全ト協 青年部会「第3回全国代表者協議会」	京王プラザ		兵ト協 理事会	兵ト協
	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	18	KTS正副会長会議・配車(管理者)担当者研修会	太成閣
	兵ト協 総務委員会	兵ト協	21	ひょうご環境保全連絡会「幹事会」	神戸市教育会館501号
	兵ト協 西部研修センター建設等検討委員会	兵ト協		兵庫県議会自民党との意見交換会	兵庫県庁
24	兵青協 視察・交流事業「神戸協青年組織との交流会」	京王プラザ	22	神戸市交通安全対策推進協議会	神戸市役所
	全ト協 青年部会「全国大会」	京王プラザ	29	トラック輸送における労働時間改善協議会	兵ト協
	近ト協 理事会	ザリッツカールトン大阪			